

団体の自己紹介

Safe Campusについて

性暴力の被害をなくしたい。加害者も出たくない。そのため大学のある方や学生の意識を変えていきたい。私たちはそのような思いから2019年に活動を始めました。

三田、矢上、藤沢などキャンパスの垣根を越えて、現在約20名の慶應生が活動しています。



啓発活動

- ワークショップ等の開催 [通期]
- シンポジウム開催 [2019]
- 署名活動 [2019-20]
- 「性的同意ハンドブック」製作 [2021]
- アクティブバイスタンダーバッジ [2021]

調査・ロビイング活動

- 学内性暴力実態調査 [2020]
- 自治組織「全塾協議会」との性暴力防止に関する規約作成 [2021]

我々の考える社会のあり方

不同意性交の取り締まりを強化しつつ、若年層が健康な性行動を行えるように法の整備と教育の充実、環境構築を並行して行っていくべきである。被害者が不利な立場に置かれることは絶対にあってはならない。

性自認や性行動のグラデーションの中で、精神的にも身体的にも健康な性行動を身に付けていくことが重要である。性行動自体が悪ではなく、相手を傷つける性行動や、それに対する無理解による結果的に危険な性行動が悪であり、性に関する若年層の理解を推進することと並行して、より広く包括的に被害者が保護される社会を作っていくことが重要である。現行制度は明らかに被害者にとって不利であって、「どこまでが罰せられるべきか」という線引きの議論に終始するのではなく、「被害者が被害を訴えることができ、認められ、支援を受けられる」ことに重きを置いてほしい。

各項目への意見のまとめ

1. 大きな軸：

不同意性交の取り締まりを強化しつつ、若年層が健康な性行動を行えるように法の整備と教育の充実、環境構築を並行して行っていくべきである。性自認や性行動のグラデーションの中で、精神的にも身体的にも健康な性行動を身に着けていくことが重要である。性行動自体が悪ではなく、相手を傷つける性行動や、それに対する無理解による結果的に危険な性行動が悪であり、性に関する若年層の理解を推進することと並行して、より広く包括的に被害者が保護される社会を作っていきたい。

2. 性交同意年齢：引き上げてほしい

- a. 多くの13歳（だった人を含む）には同意の能力がなく、法律で守るべきである
- b. 13歳以上・最低でも16歳程度には引き上げてほしい
 - i. 性教育の不足
 - ii. 自分がされていることへの認識ができていない現状
- c. 性交同意年齢を引き上げた際の問題
 - i. 例外となりうる事例
 - ii. 例外ではあるが、問題があると考えられる事例
- d. 同意年齢以下の者同士の性行為について、「教育」という方針でその後健全な性行動が取れるような形にしてほしい

3. 地位・関係性を利用した犯罪類型のあり方：

- a. そもそも「同意」は「Noという選択肢がある」ということであり、地位・関係性を利用することは、「不同意」に入る
- b. 明らかに地位・関係性を利用しており、処罰されるべきと考えられる事例

4. 同意のあり方

Yes means YesとNo means Noに関する議論

ヒアリングの概要

中学生、高校生、大学生を中心に約90名に聞き取り調査を実施

形式：個別インタビューとGoogle Formによるアンケート

考慮すべき点

- 弊団体やメンバーと親交のある若者を中心に行ったため、回答は若者全体を代表できていない。特に、性に関わる活動に関心の高い層の回答が集まっていると考えられる。
- アンケートで募集した体験談の中には、体験時の年齢が判別できないものも含まれている。できるだけ広く若者の性行動を取り上げるという観点から、それらの回答も取り上げている。

ヒアリングした性行動について紹介

Q. 性的な知識をどこで得ているか？

最も多かった意見

- 小学校高学年から中学生にかけて友だちの影響を受けて、性的な知識に興味を持ち始める。その後ネット検索や雑誌を通じて、知識を得るようになる。
- 学校の教科書や保健の授業を挙げる人もいる。一部の学校では避妊具の取り扱い方法などに踏み込んでいる例もあるが、多くの回答者は授業内容が「表面的であった」と感じている。

その他

- パートナー
- 助産師や産婦人科医、性教育関連のインフルエンサーの動画
- AVやアニメといった創作物

ヒアリングした性行動について紹介

Q. 恋愛や性行動に関して身の周りで起きたトラブル、「やばいな」と思ったこと

- 中学1年生の時に、友人の兄（中学3年生）と親しくなり、ラブホテルに誘われた。その場で断ったが相当の恐怖心が残った。
- 中学生・高校生の時に大学生や社会人と付き合っている友人がおり不安に感じた。その中には塾講師や、教員も含まれている。（複数の回答）
- 男の子が、友だちの彼女が生理中に性行為をして血まみれになったらしいという話を笑ってしていた。（大学生）
- 性感染症に関する知識が乏しいあるいは根拠なく大丈夫だと思っている人がいる。（複数の回答）
- 高校生の時に、友人が付き合っていた彼女との行為中の動画を誤ってSNSに載せ、学校中に広まってしまった。

ヒアリングした性行動について紹介

Q. 性に関して不安に思っていること、判断に困っていること

- **学校の性教育では抽象的なことしかわからず、避妊具の重要性や使い方を教えてもらった記憶がないので何が正しい使い方なのかよくわかっていない。**（高校生）
- 性行為には身体的・精神的・経済的にも大きな負担となる妊娠や性感染症のリスクが伴うが、**今の知識や対策で自分を守れているのか不安**を感じる。また、パートナーが知識不足だったり、リスクを理解していない可能性があり、不安を感じる。（高校生）
- 性的同意について知っていても**嫌われてしまうことを恐れてしまい、嫌だと伝えにくい。**（高校生）
- 性に関して真面目に議論したり、学ぼうとしたりするときに**周りから笑われてしまったり、変な目でみられている気がして、行動しにくい。**（高校生）
- **そもそも性行為についてほとんどわかっておらず、性的な話も友人とすることは無い。**どこか遠いものだと思っている。（中学生）

性交同意年齢の引き上げについて

意見のまとめ

- 現行の13歳は、**性行動の実情、教育の状況に鑑みて明らかに不適切**である
 - 何歳に引き上げるべきであるかは議論がまとまらないが、最低でも**義務教育終了後が適切**
 - 人間として最低限の知識教養を身に着けるものとして提供される義務教育の制度を終了していない子どもに「同意能力がある」と見込むのは不適切である
 - 現状、13歳で性行為をする子どももいるが、**その同意能力や知識の正確性には疑問が残る**うえ、**多くの13歳の子どもには同意能力がない**と考えられる
 - **自ら「同意」ができるだけの情報を提供され終わる年齢までは法律で守るべき**である
 - 性交同意年齢の引き上げと並行して、**教育も推進すべき**である
- ※教育のみで解決できるわけでもなく、インターネットなど情報を得る環境の整備も同様に進めていく必要がある

性交同意年齢を引き上げるべきということの根拠

理由①：性教育が足りていないから

理由②：自分がされていることへの認識ができないから

理由①：性教育の不足

⇒ 中学校における性教育の歯止め規定の存在

いわゆる「歯止め規定」により、現在の中学生は受精などの仕組みは学ぶものの、「妊娠に至る過程」や「性交」の取り扱い各学校の判断に委ねられており、画一的に学ぶ機会がない。

事例1

男子中学生が同級生のパートナーから挿入を拒まれたことを同級生の友人に相談した。その友人はAVを基にした間違った知識を教え、男子中学生は「拒んだのは本心ではなかったのだ」と考えた。

事例2

中学生の同級生で付き合っているカップルがセックスをした。女性は低用量ピルを飲んでおり、その副作用で出血が止まらない状況だった。対して、相手の男性は避妊具をつけておらず、出血がある状態で行為をしていた。

⇒ そもそもの性に関する知識が不十分であることを端的に表している。同意に必要な知識が欠如している。

性交同意年齢を引き上げるべきということの根拠

理由②：自分がされていることへの認識ができないから

Q. どのように性に関する知識を得ているか/自分の同意能力についてどう思うか

Aさん（女性、22歳）：全く性的なことに興味がないまま高校生になり、彼氏ができて初めて調べるようになった。「レイプ」という言葉は知っていたが、実際にそういった被害に遭うとすると、「これがレイプだ、抵抗すべきだ」と判断出来なかったと思う。

Bさん（女性、16歳）：小学校高学年くらいから性的なことに興味を持った。友達から聞いた記憶はあまりなく、自分でインターネットでAVなどをふざけ半分で見っていた。自分にとっては遠いことであり、中学生のときに判断できたかは疑問が残る。

Cさん（男性、20歳）：6歳ごろから性的なことに興味を持った。いわゆるエロ本などが家庭にあり、日常的に性的なコンテンツに触れていた。避妊に関しても自分で調べており、中学生の頃には一通りの知識があったため、同意はできたと思う。

前項の性教育の現状と上記の同意能力への認識をまとめると、

性的な事柄への関心を持つ時期には個人差が大きいこと

中学生の時点では、性交渉や避妊について一般的には取り扱われていないこと

と言える。これらは中学生の時点では、性行為や性被害を正しく認識できなかったり、性行為のリスクやその回避方法についても知識が備わっていなかったりすることを示している。それ故、仮に同意があったとしても、それが「真の同意」ではない可能性が高い。

性交同意年齢に関する例外規定の提案

【懸念】※性交同意年齢を16歳に引き上げた場合

16歳と15歳の恋愛関係にある者同士における性行為などが、「不同意性交」として強制性交等罪で処罰される可能性があること。

⇒性交同意年齢未満の者との性行為を全て処罰するべきではない

【例外】

① 15歳（性交同意年齢未満）の者同士の性行為

⇒そもそも同意能力がなく、教育も受けていないため、処罰することは適切ではないのではないかと

② 一方が16歳未満、他方が16歳以上の場合の例

例) 高校1年生同士で、誕生日が違うため一方は15歳で他方は16歳。3年間付き合っていて親同士も恋愛関係を知っており、行為に及ぶまでに互いに信頼関係を築いている。また、避妊の方法や行為の結果を二人ともが理解していて、適切に避妊をしたうえで都度同意を確認しながら性行為を行った。

⇒同意が成立する対等な関係が存在し、性行為への正しい理解もある。15歳の側にも同意の能力があると思われ、また行為中も同意を取っていることから、問題ではないと考えられる。

【例外だが問題点がある】

例) 中学校3年生と2年生で先輩後輩関係同士だが、先輩の側が後輩に行為を迫り、後輩は断ることができないまま行為に及んだ。後輩はその後もそれがトラウマとなった。

⇒先輩の側にも十分な教育の機会が与えられていないため、刑法において処罰されることには疑問が残る。一方で、被害者には長期的な精神的被害が残るため、何かしら加害者への教育や事後対応、被害者への救済措置が必要である。

地位・関係性への認識

意見のまとめ

- 何らかの上下関係（年齢差、地位の差など）があること自体は問題ではない
- 相手との関係が対等でなければ真の同意は得られない
- 地位や立場の上下関係を利用することは「不同意」に入る
 - 例えば、コーチや教師など強い師弟関係や絆が存在しており、彼らが「その人の言うことを聞くのは当たり前」という関係であり、一方に対する「信頼」を利用して性行為に及んだ場合は同意が取れているとは言い難い
 - また、会社の上司と部下といった、片方が権力を有しており、もう片方が弱い立場に置かれている種の支配従属関係において、その特権性を利用した場合も同様である
- 断れない、もしくは同意が成立しえないような地位・関係性を利用している事例は処罰されるべき

地位・関係性を利用しており、処罰されるべきと思う事例①

【性交同意年齢以上の者同士の性行為の中で、明らかに断れない/同意が成立しえない関係があると考えられる事例】

事例1

高校1年生(16歳,女性)が、家庭教師の先生(27歳,男性)と親不在時に家で避妊なしで性行為をした。生徒は教師のことを深く信頼しており、「ストレス発散に良いし、行為後は勉強に集中できる」という教師の言葉を信じて行為に及んでしまった。生徒はその後数か月してから当時の状況を思い出せば恐怖を感じるようになり、集中力が続かなくなってしまった。家庭教師の男性は2年間生徒を担当しており、中高生では普通買えないようなプレゼントをあげるなどしていた。生徒は普段から真面目で性行為に関する知識はほぼ無く、親も家庭教師の男性を信頼していた、親は行為があったことは生徒が心身に支障をきたすようになった時期まで知らなかった。また、家庭教師には他に恋人がいる。

⇒プレゼントを贈るなど、金銭的な優越性を利用しており、生徒の真面目な性格に付け込んで不確かな情報を伝え、行為を正当化している。また、生徒の親も講師を信頼していることから、生徒はその相手に対して「断る」という選択肢すら無いと考えられる。その後生徒が心身に支障をきたしていることから、同意があったとするのは無理がある。

※複数の実例をもとにした架空の事例

地位・関係性を利用しており、処罰されるべきと思う事例②

【性交同意年齢以上の者同士の性行為の中で、明らかに断れない/同意が成立しえない関係があると考えられる事例】

事例2

大学1年生(女性)で、ダンスサークルに所属している。大学3年生(男性)の先輩とは師弟関係とまではいかないものの、ダンスを常に教わる立場にあり、発表の際は都度厳しい指導を受けている。ある日女性は買い出しに行こうと先輩に誘われ、その後食べ物を買って先輩の家に行くこととなった。帰ろうとしたところで先輩が行為に及んだ。女性は断ろうとしたが、サークル内のオーディションで審査する立場でもある先輩からの誘いを拒否することで、サークルでの居場所が無くなったり、次回の大会に出してもらえなくなるのではないかと考え、なされるがままになってしまった。実際に女性は他のサークルメンバーが男性の誘いを断ったがゆえに審査で悪い評価をつけられたという噂を聞いていた。女性はその後心身に支障をきたして勉強に集中することができなくなり、大学を中退することとなった。

⇒ほぼ師弟関係と言える状態にあり、そもそも買い出しや家に行くことを断るのは不可能であると考えられる。また、先輩はオーディションの審査をする立場であることから、断ることによって女性が不利益を被る可能性があり、女性がNOと言うことは非常に困難な状況。一方、このような例は特に大学生などでよく聞く話であり、刑罰をもって処罰されるべきと考えるかどうかは意見が分かれると思われる。

※複数の実例をもとにした架空の事例

同意のあり方について

Yes means YesとNo means Noに関する議論の紹介

Yes means Yes = 積極的な同意のみを同意とする

- No means No では、NOが言えない関係性の不同意性交が含まれなくなってしまう
- スウェーデンでは性犯罪規定にも導入されているから日本でもできるはず

⇒性に関する活動をしている学生など関心の高い層に多い意見

No means No = 不同意の性行為に反対する

- 性的な行為はノンバーバルなコミュニケーションも含めて行われるのであり、「はい」と言葉で示すことのみを同意とみなすことに抵抗がある
- 現代であっても、性行動についてオープンに語ることは心理的に難しい
- 性交同意の取り方まで規制されるのは権利侵害であり、国家の介入が過ぎるのではないか

⇒より一般的な意見であると考えられる